

設計検査におけるBELS評価書の活用 ①

設計検査における【フラット35】S省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級)の性能を示す書類として、BELS評価書を活用できます。
[平成29年4月1日より適用]

注1: BELSとは、建築物の省エネルギー性能を表示する第三者認証制度です。活用できるBELS評価書はBELS評価機関が交付したものに限り、自己評価によるBELS評価書は活用できません。
注2: 物件検査を行う検査機関と異なる機関が交付したBELS評価書も活用できます。
注3: 併用住宅、共同建て、連続建て又は重ね建ての場合には、非住宅部分を含まない当該住戸についてのBELS評価書であることが必要です。

	適合証明手続	
	BELS活用	通常
設計検査	BELS評価書等※を提出	設計内容説明書等※を提出
現場検査	省エネルギー性能に係る部分(断熱材・設備等)が設計図書どおりか現場で検査	

※他にも提出書類がございますのでご注意ください。

BELS活用の場合も現場検査は通常どおり実施します

<BELS評価書サンプル>

金利Aプラン
★★★★★
★★★★★
★★★★★
金利Bプラン
★★★

裏面も必ずご確認ください!

⚠️ 現場での設備変更などにより適合証明書が交付できない場合があるのでご注意ください。

設計検査におけるBELS評価書の活用 ②

【フラット35】S 省エネルギー性(一次エネルギー消費量等級)の物件検査について

◎ 設計検査時の提出書類 (一次エネルギー消費量等級に関する部分)

	BELS評価書を活用する場合	通常
設計検査	<ul style="list-style-type: none">●BELS評価書●エネルギー消費量算定プログラムの帳票 (BELS評価申請時に提出したもの)●建具表、設備仕様表 等 (BELS評価申請時に提出したもの)	<ul style="list-style-type: none">●設計内容説明書(省エネルギー性)(一次エネルギー消費量等級用)●一次エネルギー消費量等級を満たす根拠となる資料<ul style="list-style-type: none">・WEBプログラム帳票・外皮計算資料・設備機器仕上表・矩形図・開口部リスト など

◎ 現場検査時の確認内容 (一次エネルギー消費量等級に関する部分)

断熱材・設備等が設計検査時の提出書類どおりに施工・設置されていることを現地で確認します。
確認できない場合は、適合証明書を交付できませんのでご注意ください。

⚠ 設備の変更などBELS評価時から変更があった場合
通常の検査の場合と同様に、変更後の設備の仕様がわかる書類やWEBプログラムの帳票等、一次エネルギー消費量等級の基準に適合していることを確認するための書類の提出が必要となる場合があります。
確認に時間を要することがありますので、スケジュールに余裕をもって申請していただくようお願いします。

検査機関名：

H29.3月作成